

議案第 18 号

権利の放棄について

下記のとおり権利を放棄することにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

安中市長 岩 井 均

記

1 放棄する権利の内容

市営住宅の住宅使用料請求権 684,200 円

2 放棄する権利の相手方

略

3 権利を放棄する理由

上記対象者は、市営住宅使用料の滞納があるまま死亡したが、相続人は相続放棄または死亡により不存在であり、かつ換価すべき財産も見当たらない。また、主債務者の連帯保証人は入居当初より不存在であり、連帯保証債務の履行を求める者もないことから、債権を行使することができないため。